

小豆島町地域防災計画

（水防計画）

令和 3 年 6 月
小豆島町防災会議

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 機 構.....	1
第3節 責 任.....	1
第4節 身分証明書.....	1
第5節 水防計画.....	1
第6節 安全配慮.....	2
第7節 津波における留意事項.....	2
第2章 水防組織・配備体制及び重要水防区間.....	1
第1節 水防本部の設置.....	1
第2節 水防本部の組織・配備体制.....	1
第3節 小豆島町災害対策本部との関係.....	4
第4節 消防団の編成及び担任業務.....	4
第5節 重要な水防箇所.....	5
第3章 水防用設備資器材及び輸送路等の整備.....	1
第1節 設備資器材の整備.....	1
第2節 輸送の確保.....	1
第4章 気象通報及び連絡.....	1
第1節 水防活動に必要な気象通報の種類と発表基準.....	1
第2節 注意報・警報・情報の周知.....	7
第5章 雨量、水位、潮位の観測通報及び連絡.....	1
第1節 雨量・水位・潮位の観測.....	1
第2節 雨 量.....	1
第3節 砂防情報システム.....	2
第4節 水 位.....	2
第5節 潮 位.....	3
第6節 知事が行う高潮及び津波に関する水防警報.....	4
第6章 堰堤水門等の操作.....	1
第1節 堰堤水門等の操作.....	1
第2節 高堰堤.....	1
第7章 水防活動.....	1
第1節 監視及び警戒.....	1
第2節 水防団の出動準備及び出動.....	1
第3節 水防作業.....	2

第4節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	3
第5節	水防解除	3
第6節	水防実施状況報告	3
第8章	避難のための立退き	1
第9章	他の水防機関等との協力応援	1
第10章	公用負担	1
第1節	公用負担権限	1
第2節	公用負担権限証明書	1
第3節	公用負担証	1
第11章	水防通信連絡施設	1

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）の趣旨に基づき、小豆島町の河川又は海岸の洪水・津波又は高潮等の襲来に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、町内各河川、ため池、海岸及び港湾等に対する水防上必要な予報、警報、監視、通信等の確保連絡、堰堤・水門等の操作、水防のための消防団並びに消防機関の活動、資材・器具等の整備運用等について実施の大綱を定めたものである。

第2節 機 構

この計画の目的を遂行するための機構は次のとおりとする。

水防本部 小豆島町における水防を総括する

水防本部長 小豆島町長とする

消防機関 — 消防団
 — 小豆島東消防署

第3節 責 任

1 町の責任

小豆島町内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、管内の水防関係団体の行う水防が十分に行われるよう指導するとともに、水防能力の確保、向上に努め、水防任務を果たすものとする。

2 一般住民の責任

常に気象、水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第4節 身分証明書

指導又は状況視察等のため現場に赴く関係職員は次の腕章をつけなければならない。



第5節 水防計画

水防法第33条第2項に規定する水防計画についての調査審議は、小豆島町防災会議において行う。

第6節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。

第7節 津波における留意事項

津波の際の水防活動は、遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第2章 水防組織・配備体制及び重要水防区間

第1節 水防本部の設置

小豆島町に大雨に関する警報又は台風の接近による暴風の警報が発表されたとき、もしくは、洪水又は高潮等に対する危険があると町長が認めたときから、危険が解消するまでの間、町において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

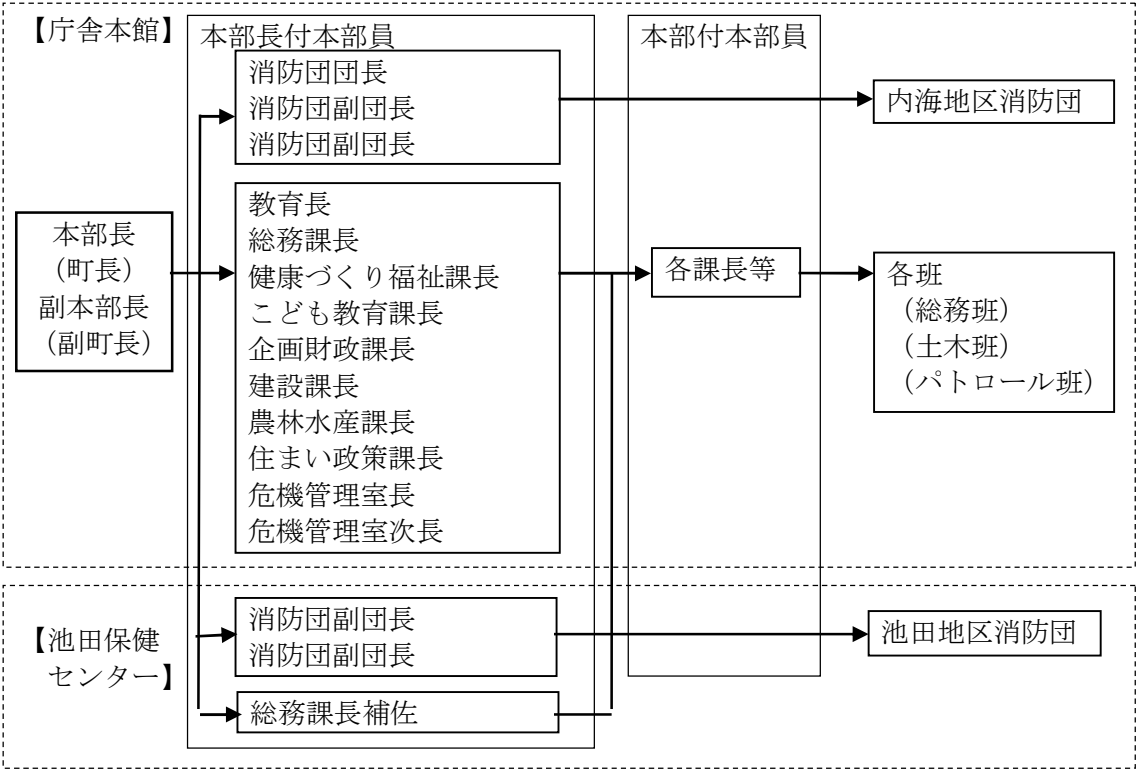
水防本部が設置される間は、総務課において業務を処理し、関係各課長は気象状況の判断により、所属職員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

第2節 水防本部の組織・配備体制

水防本部の組織系統、事務分担、配備体制は次のとおりとする。

1 組織系統

令和3年4月1日現在



- ※ 班長は関係課長又は主幹とする。
- ※ 介護保険施設事務長は施設待機とする。
- ※ 本部員は気象情報に注意し、警報発表時に自主的に登庁すること。

2 事務分担

- 本部長 町長 ……本部の業務を総括する。
- 副本部長 副町長 ……本部長を補佐し本部長事故あるときはその代理をする。
- 本部長付本部員、本部付本部員 ……本部長を補佐する。

3 各班の任務

班	担当	所掌事務
総務班	総務課	1 本部の運営に関する事 2 職員の非常招集、動員及び派遣に関する事 3 本部長の命令、指令の伝達に関する事 4 各班の連絡調整に関する事 5 関係機関、団体との連絡等に関する事 6 気象情報の収集に関する事 7 警報等の伝達に関する事 8 住民からの窓口対応に関する事 9 隣接水防機関の協力要請に関する事 10 自衛隊の派遣要請に関する事 11 防災情報システムの運用に関する事 12 県との連絡調整に関する事 13 その他、他の班に属さない事項
	企画財政課	1 報道機関への対応（情報提供）に関する事 2 災害広報に関する事 3 被害情報の収集及び通報、連絡に関する事
土木班	建設課 農林水産課	1 河川、急傾斜地の水防に関する事 2 道路、橋梁の水防に関する事 3 港湾、漁港施設の水防に関する事 4 海岸施設の水防に関する事 5 高潮対策、水門の管理に関する事 6 その他、土木施設の災害対策に関する事 7 ため池情報に関する事 8 ため池、農林施設の水防に関する事 9 山地災害情報に関する事 10 その他農林水産関係の災害対策に関する事
パトロール班	本部長がその都度定める	1 町内の被災状況の連絡等に関する事 2 避難所の巡回等に関する事
非常備消防班	消防団	1 防災資材の補給に関する事 2 危険箇所の警戒、災害防御に関する事 3 避難のための立退き勧告・指示、誘導に関する事 4 水門、陸閘等の操作に関する事
常備消防班	東消防署	1 防災資材の調達及び配分に関する事 2 危険箇所の警戒、災害防御に関する事 3 負傷者の救急措置と医療機関への搬送に関する事

4 配備体制

水防業務を迅速かつ総括的に処理するため、庁舎本館に本部を設置すると同時に、池田保健センターにおいても必要最低限の体制をとる。

(1) 配備基準

職員の配備基準は次のとおりとする。

区 分	配 備 基 準
注意報配備	◇ 大雨、洪水、高潮注意報が発表されたとき ◇ その他必要と認めたとき
第 1 次配備	◇ 暴風、大雨、洪水、高潮警報が発表されたとき ◇ その他必要と認めたとき
第 2 次配備	◇ 被害の発生が予想され、又は発生したとき ◇ 警戒水位に達したとき ◇ その他必要と認めたとき
第 3 次配備	◇ 被害の程度が甚大と認められるとき ◇ その他必要と認めたとき

(2) 配備内容

令和3年4月1日現在

区分	庁舎本館	池田保健センター
注意報配備	小豆島東消防署当務隊	
第 1 次配備	本部長（町長） 副本部長（副町長） ○本部待機 ・本部長付本部員 教育長 総務課長 健康づくり福祉課長 こども教育課長 企画財政課長 建設課長 農林水産課長兼オリーブ課長 住まい政策課長 危機管理室長 危機管理室次長 ・本部付本部員 税務課長 出納室長 住民生活課長 高齢者福祉課長 商工観光課長 生涯学習課長 議会事務局長・消防 団長 副団長（2名） 東消防署署長	○本部待機 ・本部長付本部員 ・本部付本部員 ・消防 副団長（2名） 東消防署署員
	○各部署待機：総務課、建設課、農林水産課、住まい政策課	○各部署待機 総務課

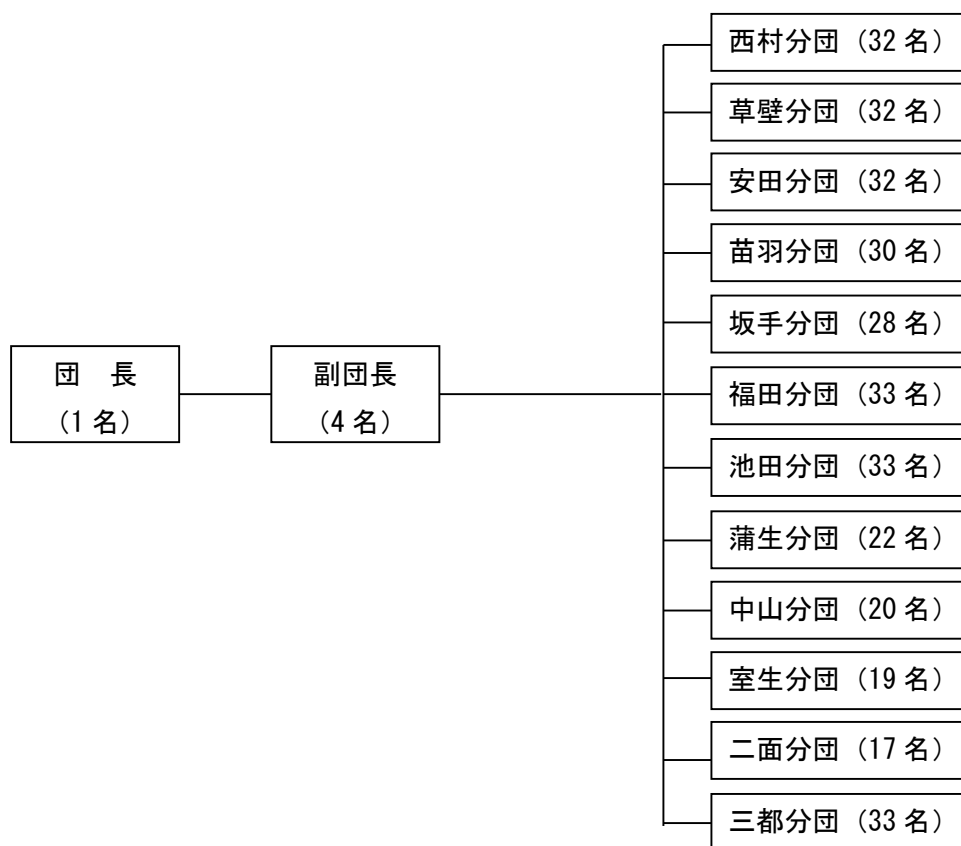
区分	庁舎本館	池田保健センター
	○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○施設待機 介護保険施設事務長 ○自宅待機 町職員、消防団員	○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○自宅待機 町職員、消防団員
第2次配備	◇第1次配備に加え、非番消防隊員、消防団員の全員を出動させる。 ◇町職員は、状況に応じて個別に招集する。 (所属課課長からの連絡により登庁)	
第3次配備	◇第2次配備に加え、町職員を全員招集する。 (所属課課長からの連絡により登庁)	

第3節 小豆島町災害対策本部との関係

災害対策基本法に基づき、小豆島町災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統括される。

第4節 消防団の編成及び担任業務

消防団の編成は次のとおりとし、危険箇所の警戒、災害防御並びに住民の避難のための立退きの勧告、立退き先の指示に関することを担当する。



【令和3年4月1日時点】

第5節 重要な水防箇所

1 河川重要水防区域

県管理河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする。

町内の河川重要水防区域は、資料編資料6に示す。

危険度判定基準

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	1) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 2) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	1) 護岸の老朽化及び根入不足。 2) 天然河岸の河床洗掘及び河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×	×	○
3	重要度	用途地域、DID 地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

河川占用許可工作物狭窄箇所

河川名		位 置	占用許可 工 作 物	土木事務所等	備 考
水系名	河川名				
春田川	春田川	吉 野	町道橋	小豆総合事務所	河口より 50m上流
明神川	明神川	西 村	(日方橋) 国道橋	〃	国道 436 号

2 海岸・港湾・漁港重要水防区域

過去の実績及び地形、施設の現況から推定して、高潮、津波による被害や風浪による越波等の被害が予想され、水防活動によって相当の効果があると予想される区域を重要水防区域とする。重要水防区域のうち、背後地が低く、かつ施設の整備を要する区域を特に危険な区域とする。

町内の海岸・港湾・漁港重要水防区域は、資料編資料 7 に示す。

3 ため池重要水防区域

大雨洪水時に堤体が決壊する危険度の高い区域、又は危険度の低いものであっても決壊した場合にその下流域におよぼす影響が大きい区域について、重要水防区域とする。

町内のため池重要水防区域は、資料編資料 8 に示す。

4 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家（官公署、学校、病院等のある場合を含む。）がある箇所とする。

I：被害想定区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）ある箇所

II：被害想定区域内に人家が 1 戸～4 戸ある箇所

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編資料 9 に示す。

5 土石流危険渓流

土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を生じるおそれのある渓流とする。

I：保全人家 5 戸以上、又は、保全人家 5 戸未満であっても官公署、学校、病院等のある場所に流入する渓流

II：保全人家戸数が 1 戸以上 5 戸未満の場所に流入する渓流

町内の土石流危険渓流は、資料編資料 10 に示す。

6 地すべり危険箇所

過去又は現在において、地すべりしている箇所、地すべり地形を呈し、地質等から見て地すべり発生の可能性のある箇所及び防止区域の指定地に該当する箇所とする。

地すべり危険箇所は、資料編資料 11 に示す。

7 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区は、資料編資料 14 に示す箇所である。

8 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区は、資料編資料 15 に示す箇所である。

9 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、資料編資料 1 6 に示す箇所である。また、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設については、資料編資料 1 5 に示すとおりとし、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報を次のいずれかの方法により伝達する。

- (1) 電話による伝達
- (2) 町防災行政無線による伝達
- (3) 広報車による伝達
- (4) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (5) 伝達員による個別伝達

第3章 水防用設備資器材及び輸送路等の整備

第1節 設備資器材の整備

町は、その重要水防区域の平均2キロメートルにつき1棟の割合で、水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次の資器材を備蓄するよう努めるものとする。

町内の水防倉庫設置箇所は、資料編資料17に示す。

町内の水防資器材の状況と整備基準は、資料編資料18に示す。

第2節 輸送の確保

管内各地区間の輸送経路については、災害の状況に応じて通行路線を決定するほか、迂回路の困難な地域に対しては、事前に資器材の分散配置をするとともに、海上輸送等の措置を講じるものとする。

第4章 気象通報及び連絡

第1節 水防活動に必要な気象通報の種類と発表基準

気象通報の種類と発表基準は次のとおりである。

1 特別警報、警報及び注意報の種類

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	解 説
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※大雨特別警報及び大雨警報については、特に警戒すべき事項を「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記する。

2 特別警報、警報及び注意報の発表基準

(1) 特別警報

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合

(2) 警報、注意報

種 類	基 準	
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	12	106
大 雨 警 報	16	140

種 類	基 準		
	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	殿川流域＝7.5	－	－
洪 水 警 報	殿川流域＝9.4	－	－

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

種 類	基準港、潮位（T P 上） m
高潮注意報	土庄東港 1.6
高 潮 警 報	土庄東港 2.0

種 類	基 準
暴 風 警 報	平均風速が、陸上 20m/ s 以上、海上 25m/ s 以上になると予想される場合

3 気象警報等発表時における町や住民の対応例

高松地方気象台は、平成 25 年 8 月より、警報の発表基準をはるかに超える、数十年に一回程度の現象に対して「特別警報」を発表している。気象、高潮、波浪に関する特別警報は、市町単位で発表される。気象警報等発表時における町や住民の対応例は以下のとおり。

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害)	(浸水害)						
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回 ・警報の住民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることを住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検 ・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避 ・直ちに命を守る行動を取る（避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
		土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報
			大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報

4 注意報、警報、特別警報の区域細分

注意報、警報、特別警報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」に細分して発表する。

区 域	よ み	市 町
高松地域	たかまつちいき	高松市、直島町
小豆	しょうず	小豆島町 、土庄町
東讃	とうさん	さぬき市、東かがわ市、三木町
中讃	ちゅうさん	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町
西讃	せいさん	観音寺市、三豊市

【注意報及び警報、特別警報の区域細分図】



5 津波に関する注意報、警報、予報及び情報

津波による災害の発生が予想される場合、気象庁本庁もしくは大阪管区气象台より大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下、津波警報等と称す）が発表され、高松地方气象台により伝達される。

(1) 種類

種 類		解 説
水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき発表する（津波については既存の「大津波警報」が特別警報に位置づけられる）。
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき発表する。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部や川沿いにおいて災害が発生するおそれがあると予想したとき発表する。
津波予報		津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

地震発生後、予想される津波の高さが 20 c m 未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波予報及び津波情報

①津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

②津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」(VTSE41)に含まれる。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の到達時刻や高さ等を発表(注1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注) 1. 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

注) 2. 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごと発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定（※））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(4) 津波警報等の地域名称

津波警報等については日本の沿岸を 66 ヶ所の津波予報区に分割して区毎に発表される。香川県については、沿岸全体を予報区名「香川県」として発表される。

第2節 注意報・警報・情報の周知

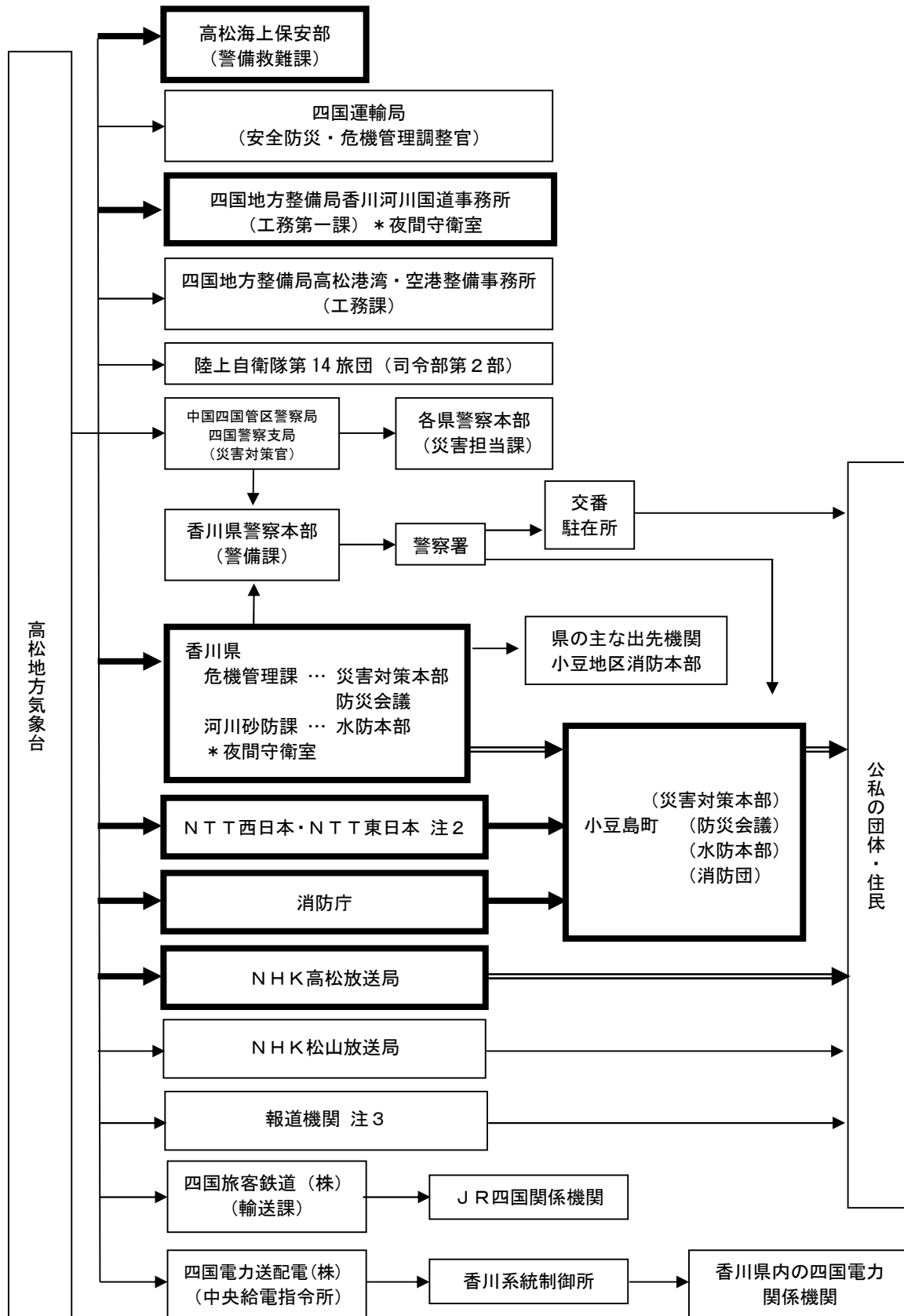
1 注意報、警報等（津波は除く）の伝達

県知事から次の気象通報を受けたときは、気象通報の内容により、管内に周知する。

気象情報の収集にあたっては、防災情報システム等により行うこととする。

- (1) 気象警報（暴風・大雨）
- (2) 高潮注意報・高潮警報
- (3) 洪水注意報・洪水警報
- (4) 気象注意報
- (5) 気象情報（記録的短時間大雨）
- (6) 特別警報

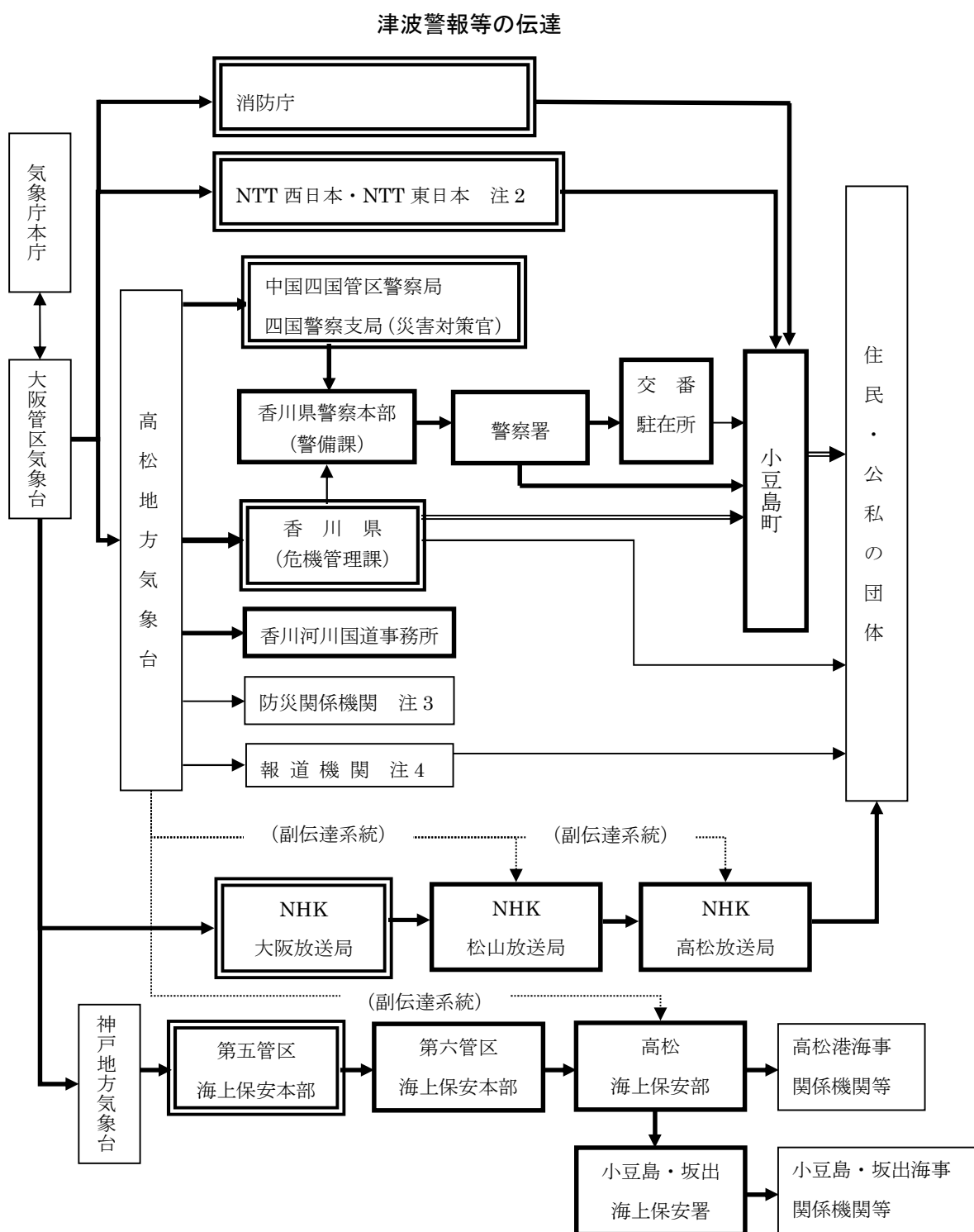
気象注意報、警報等（津波は除く）の伝達系統図



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

- 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

2 津波警報等の伝達



- (注) 1 太線は、法令(気象業務法)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
- 2 NTT 西日本・NTT 東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道㈱、四国電力送配電(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、四国新聞社、共同通信社である。
- 5 は、気象業務法に規定されている伝達機関である。

3 N T T 特別警報及び警報伝達系統図

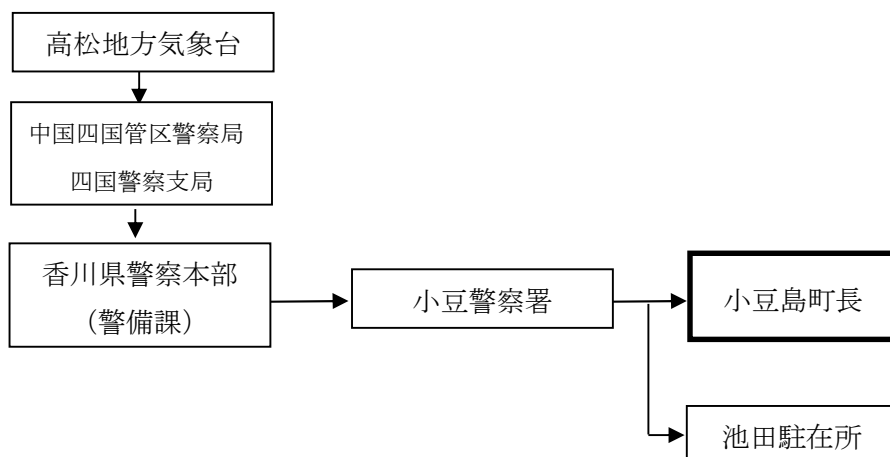
(1) 暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・波浪・洪水



(2) 津波



4 警報関係伝達系統（津波）



第5章 雨量、水位、潮位の観測通報及び連絡

第1節 雨量・水位・潮位の観測

県内雨量、県管理の主要河川の水位及び潮位の観測については、香川県水防情報システム及び香川県砂防情報システムによるテレメータにより観測され、香川県ホームページのかがわ防災Webポータル (<http://www.bousai-kagawa.jp/>) で情報が公開される。

第2節 雨 量

1 雨量の観測

- (1) 雨量の観測所は、下表のとおりとする。
- (2) 雨量の観測機関は、相当な降雨のおそれがあるときは、その変動に注意しなければならない。

2 雨量の通報

- (1) 水防管理者は、気象状況により相当の降雨があると認めた場合、雨量観測機関等と緊密な連絡をとり、必要に応じ降雨状況を収集するものとする。
- (2) 雨量の通報については、県の水防情報システム多重無線、防災行政無線、N T T電話にて行うものとする。この方法によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に通報する。

県防災情報システムによる雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種 別	観 測 機 関	電話番号
1	殿 川雨量観測所	中 山	テレメータ	殿川ダム管理事務所	75-0289
2	四方指 〃	神懸通	〃	殿川ダム管理事務所	75-0289
3	蒲 野 〃	蒲 野	〃	小豆総合事務所	62-1382
4	内 海 〃	神懸通	〃	内海ダム管理事務所	82-0269
5	栗 地 〃	安 田	〃	栗地ダム管理事務所	82-4815
6	地藏滝 〃	地藏滝	〃	栗地ダム管理事務所	82-4815
7	吉 田 〃	吉 田	〃	吉田ダム管理事務所	84-2811

町設置の雨量観測所（電話連絡により水防本部に連絡）

観測所名	所在地	電話番号	観 測 機 関	備 考
福 田	福 田	84-2050	小豆島町役場福田出張所	
東 署	安 田	82-0119	小豆島東消防署	
内 海	木 庄	82-7016	香川県広域水道企業団小豆ブロック 統括センター内海浄水場	

第3節 砂防情報システム

1 雨量の観測

雨量の観測局は、下表のとおりとする。

2 土砂災害警戒・避難の通報

水防管理者は、雨量が基準値を超え土砂災害警戒情報を受けた場合は、気象その他状況により自発的に警戒をし、団員の招集準備その他適切な処置を講ずるものとする。

区 分	局 名	所在地
監 視 局	小豆総合事務所	土庄町
雨量観測局	西ノ滝局	池 田
〃	蒲野段山局	蒲 野
〃	池田段山局	池 田
〃	猪 谷 局	神懸通
〃	堀 越 局	堀 越
〃	橋 峠 局	安 田
〃	平 間 局	福 田

第4節 水 位

1 水位の観測

- (1) 水位の観測所は、次ページの表のとおりとする。
- (2) 水位観測機関は気象状況の通報を受けたとき又は洪水のおそれがあることを察知した場合、水位の変動に注意しなければならない。

2 水防団待機水位

水防団待機水位は、水防法第12条第1項に規定される通報水位とし、次ページに示す水位である。この水位に達した場合、水位観測機関は水位の状況を関係機関に通報しなければならない。

水防管理者は、観測機関と密接な連絡をとり、気象その他状況により自発的に警戒をし、団員の招集準備その他適切な措置を講ずるものとする。

【設定基準】

- ① 現況流下流量の約2割の流量に相当する水位
- ② 平均低水位から計画高水位までの下から2.5割の水位及び未改修河川区域については、堤防天端までの2割の水位
- ③ 1年に5～10回発生する程度の水位
- ④ 有堤部では、ほぼ高水敷に流水がのる水位
- ⑤ その他

3 氾濫注意水位

氾濫注意水位は、水防法第12条第2項に規定される警戒水位とし、下表に示す水位である。

この水位に達した場合、水位観測機関は水位の状況を公表しなければならない。

水防団は、第7章第2節により出動するものとする。

【設定基準】

- ① 現況流下流量のほぼ半分になる水位
- ② 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位及び未改修河川区域については、堤防天端までの5割の水位
- ③ 約3年に1回発生する程度の水位
- ④ その他

4 水位の通報

- (1) 水防管理者は、気象状況により洪水のおそれがあると認めた場合、水位観測機関等と緊密な連絡を取り、必要に応じ水位に関する情報を収集するものとする。
- (2) 水位の通報については、県の防災行政無線、N T T電話にて行うものとする。

水位観測所及び水防団待機・氾濫注意水位

	水 位 観測所	河川名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	位 置	種別	観 測 機 関
1	昌 永 橋	殿 川	0.6m	1.1m	中 山	テレメータ	殿川ダム管理事務所
2	新中山池	殿 川	15.13m	15.25m	中 山	〃	殿川ダム管理事務所
3	迎 地 橋	池田大川	0.9m	2.0m	池 田	〃	小豆総合事務所
4	寒霞溪橋	別 当 川	0.8m	1.3m	神懸通	〃	小豆総合事務所
5	馬 木	安田大川	1.3m	1.6m	安 田	〃	栗地ダム管理事務所
6	三五郎池	安田大川	11.5m	11.5m	安 田	〃	栗地ダム管理事務所
7	荒 魂	吉 田 川	0.6m	1.2m	吉 田	〃	吉田ダム管理事務所

* 水防団待機水位は、河川、海岸、ため池等の巡視のための準備の基準とする。

* 氾濫注意水位は、消防団員等の出動の基準とする。

第5節 潮 位

1 潮位の観測

郡内の潮位の観測所は、下表のとおりであり、土庄東港で観測される。管内には潮位観測所が未設置であるので、各地区分団において潮位の状況を把握し高潮のおそれがあるときは、直ちに消防団長を経て、水防管理者に通報するものとする。

(T. P) 換算

潮位観測所	港湾名	通報潮位 (高潮注意報 基準潮位)	警戒潮位 (高潮警報 基準潮位)	位 置	種 別	観測機関
土庄東港	土庄東港	1.60	2.00	小豆郡土庄町	テレメータ	小豆総合事務所

2 通報潮位（高潮注意報基準潮位）

水防法第12条第1項に規定される通報水位で、過去の高潮災害等を参考にして、道路冠水

等の浸水被害が始まる潮位であり、この潮位に達した場合、水防管理者は、観測機関等と密接な連絡をとり、気象その他状況により自発的に警戒をし、団員の招集準備その他適切な措置を講ずることが必要な状況であることを示す。

【設定基準】

高松港以外の潮位観測所では、道路冠水等の被害発生 of 正確なデータがないため、港固有の警戒潮位等を参考にして定めた潮位とされる。

3 警戒潮位（高潮警戒基準潮位）

水防法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位で、町が避難情報の発令に参考とすべき潮位であり、また、この潮位に達した場合、水防管理団体が出動し警戒にあたる必要がある状況であることを示す。

【設定基準】

過去の高潮災害等を参考にして、床上浸水 1 戸以上が発生する潮位とされる。

第 6 節 知事が行う高潮及び津波に関する水防警報

水防法第 16 条の規定により知事が指定した河川及び海岸についての高潮又は津波に関する水防警報の発表は、気象庁が発表する津波注意報、津波警報及び大津波警報又は高潮注意報（台風接近時のみ）、高潮警報及び高潮特別警報の発表をもって水防警報の発表とする。

1 知事が行う高潮に関する水防警報

(1) 海岸

対 象	範 囲
海 岸	香川県沿岸（全域）

(2) 種類と内容

種 類	内 容
準備及び出動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

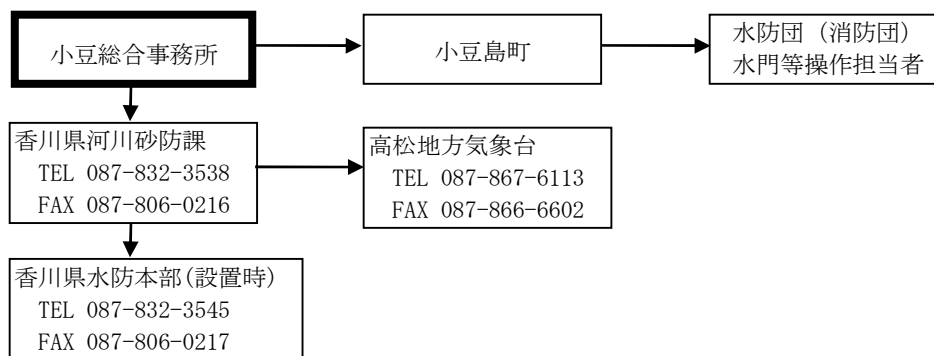
(3) 発表基準

種 類	発 表 基 準
準備及び出動	高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。（自動発表）
解 除	高潮注意報が解除されたとき。（自動発表）

(4) 高潮に関する水防警報の通知

小豆総合事務所長は、気圧の変動に起因する高潮注意報が発表され高潮の危険が予測されるときは、高潮に関する水防警報を、関係する水防管理者へ通知する。

(5) 高潮における水防警報（準備及び出動、解除）の伝達系統



2 知事が行う津波に関する水防警報

(1) 海岸

対 象	範 囲
海 岸	香川県沿岸（全域）

(2) 種類と内容

種 類	内 容
出 動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

(3) 発表基準

種 類	発 表 基 準
出 動	津波注意報、津波警報、大津波警報の発表されたとき。（自動発表）
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報の解除されたとき。（自動発表）

(4) 安全配慮

町における水防団員等の出動については、水防団員等の安全の確保が図れるよう配慮することとし、原因となる地震発生の箇所により津波到達までの時間が異なるため、気象庁が発表する津波到達予想時刻に対し、「活動可能時間」及び「退避必要時間」が取れない場合等、十分な安全が確保できない場合は、水防警報が発表となっても出動せず待機又は退避することとする。

このため町は、次のような内容について事前に定めておく。

- ①避難開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- ②水防団員等の安否確認方法（連絡体制）
- ③水防活動内容の精査・重点化
- ④水防団員等の避難手段、避難経路の確認

また、水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。

第6章 堰堤水門等の操作

第1節 堰堤水門等の操作

1 河川区間の水門等（洪水）

指定水防管理団体の区域内にある水防上重大な関係を有するため池水門等の管理者（操作担当者を含む。）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、下記要領に従い必要な措置をとるものとする。

ため池、水門等の操作要領は、次のとおりとする。

- (1) 溜池、水門等はあらかじめ操作担当者を定めておくものとする。
- (2) 操作担当者は、平時はもとより、特に気象状況の通知を受けたときは直ちに工作物の点検をして、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。
- (3) 管理者は、出水の状況によって、余水吐及び門扉の開閉その他必要な措置をとるとともにその状況を速やかに町及び小豆総合事務所に通報する。
- (4) 水門等の具体的な操作については、所定の基準に従い確実な操作が実施できるよう関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

2 河口部・海岸部の水門・陸閘（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

陸閘は原則として常時閉鎖とするが、常時閉鎖できない陸閘の閉鎖基準は次のとおりとする。

なお、陸閘設置箇所並びに閉鎖作業担当者については、別途資料「陸閘閉鎖作業分担表」によるものとするが、陸閘閉鎖にあたり、自治会、自主防災組織、消防団への協力も要請する。

【閉鎖基準】

- ① 高潮注意報（台風等によるもの）、高潮警報
- ② 津波注意報、津波警報

第2節 高堰堤

1 県管理高堰堤（ダム）

県管理高堰堤（ダム）及び土地改良区管理高堰堤については、下表に示す。

県管理ダム

(単位 堤長・堤高：m、貯水量：千t)

番号	名 称	河川名	規 模			位置	管理人	備考
			堤 長	堤 高	貯水量			
1	内海ダム	別当川	423.00	43.00	1,060	神懸通	香川県	河川砂防課
2	殿川ダム	伝法川支流 殿川	192.00	35.60	690	中山	〃	〃
3	栗地ダム	安田大川	290.00	46.00	780	安田	〃	〃
4	吉田ダム	吉田川	218.00	74.50	2,360	吉田	〃	〃

* ダムの放流の通知があった場合は必要に応じ防災行政無線により管内に周知する。

土地改良区管理高堰堤

(単位 堤長・堤高：m、貯水量：千t)

番号	名 称	河 川 名	規 模			位置	管 理 人	備考
			堤 長	堤 高	貯水量			
1	三五郎池	安田大川	150	18	85	安田	三五郎池 土地改良区	
2	中山池	伝法川支流 殿 川	144	17	72	中山	蛙子池 土地改良区	
3	新中山池	〃	181	26	600	中山	〃	

第7章 水防活動

第1節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者等は、水防法第9条の規定に基づき区域内河川海岸等を随時巡視員に巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、小豆総合事務所に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常巡視及び警戒

水防管理者等は、気象状況等により洪水等のおそれがあると認められるときは、河川海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに小豆総合事務所に報告するとともに応急措置を構ずる。

また、地震による堤防の漏水・沈下等の場合も同様とする。

3 巡視員の派遣

前項の巡視責任者は、各担当地域の分団長とし、次の措置を講ずるものとする。

- (1) あらかじめ担当地域内の重要水防区域の巡視者を定めておかなければならない。

ただし、この巡視員には各地域の実情により、自治消防団などの自主防災組織又は当該関係者に委任することができる。

- (2) 巡視員を派遣したときは、連絡先の報告を求め、常にその所在を明らかにしておくとともに、逐次状況を通報させるものとする。

- (3) 分団長は、巡視員からの通報に基づき、担当地域の状況を団長を経て、水防管理者に逐次報告しなければならない。

4 重要水防区域

特に警戒を要する重要水防区域については、常に重点的な監視警戒をしなければならない。

第2節 水防団の出動準備及び出動

水防管理者は次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動を指示し、水防団（消防団）の水防活動が迅速かつ適切に実施できるようにするものとする。

また、地震による堤防の漏水・沈下等の場合も同様とする。

1 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団を所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等によるダム、水こう門、ため池等の水防上重要工作物のある箇所等を巡視するため、一部団員を出動させる。

- (1) 水防法第16条に基づき、水防団の準備に関する水防警報が発せられたとき
- (2) 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき
- (3) 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき
- (4) 気象予報等により、洪水、高潮、津波の危険が予想されるとき

2 本部員、消防機関の出動

本部員及び消防職団員は、気象警報の通報を受けたときは、出動体制をとるものとする。
出動体制は、第2章 第2節「水防本部の組織・配備体制」による。

3 出動報告

水防管理者は、県水防本部より水防に関する通報を受けた場合、本町の水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をとるとともに、次の場合速やかに小豆総合事務所等に通報するものとする。

- ① 水防作業を開始したとき
- ② 堤防等に異常を発見したとき
- ③ 人員又は資材の応援を必要とするとき
- ④ 立退き避難を指示したとき
- ⑤ 水防本部を設置したとき

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

また、水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は同項に規定する者の職権を行うことができる。

5 居住者等の水防義務

水防法第24条の規定により、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者及び河川管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるように努めなければならない。

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施行するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、ときには数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときには、これに代るべき工法を次々に行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で求めやすい工法を施工すること。

その際、水防活動に従事する者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防活動に従事する者自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

- (1) 堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には水防管理者、水防団長、消防機関の長は、水防法第25条の規定により直ちに小豆総合事務所及び氾濫の及ぶ方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。
- (2) 水防管理者は防災行政無線や広報車等により住民に周知するものとする。
- (3) 決壊箇所については、水防管理者、消防機関の長及び小豆総合事務所等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5節 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警報河川における水防警報（解除）が発表され、水防警戒の必要がなくなったとき、また津波又は高潮のおそれなくなったときは、水防管理者は水防体制を解除し、これを管内一般に防災行政無線や広報車等適当な方法により周知するとともに県水防本部長等関係機関に対してその旨を報告通知する。

第6節 水防実施状況報告

水防が終結したときは、各分団長は速やかに消防団長を経て水防管理者に報告し、水防管理者は遅滞なく知事に報告するものとする。

第8章 避難のための立退き

水防管理者は、洪水、津波、高潮、ため池の決壊等により著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の住民、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、所轄警察署長にその旨をあらかじめ通知するとともに、小豆総合事務所長及び知事に報告しなければならない。ただし、緊急の場合で、水防管理者が現場におらず、かつ、その指示を受けるいとまのない場合、本部員、消防機関責任者及び警察官の合議により、必要な避難、立退き措置を講ずることができる。

1 指示

避難、立退きの指示は、次の方法によるものとする。

- ① 防災行政無線放送
- ② 緊急速報メール
- ③ 広報車
- ④ 消防団員による指示

2 誘導

避難場所への誘導は、消防団、自治消防団・防災会等の自主防災組織、地区役員が中心となり、必要に応じて警察官の協力を得て行うものとする。

3 避難路

避難路は、原則として次の道路とする。

- ① 一般国道、県道及び町道
- ② 通学路
- ③ 幅員2メートル以上の道路で町長が指定したもの

4 避難場所

緊急時における一時避難場所及び避難場所の主なものは、資料編資料21のとおりとする。

第9章 他の水防機関等との協力応援

1 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、水防法第22条及び第23条に基づき他の水防管理者、消防長に対し応援を求めることができる。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄に入る。
- (2) 水防管理団体は、隣接水防管理団体と協力応援等の水防事務に関して相互協定を締結する。

2 河川管理者による町の水防活動への協力

河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に対して、次の協力を行うものとする。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与、かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

3 警察官の援助要求

- (1) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。
- (2) その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第 10 章 公用負担

第 1 節 公用負担権限

1 権限の範囲

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 28 条に基づき次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石竹木その他の資材の使用収用
- ③ 自動車、その他の運搬具又は器具の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

2 損失補償

水防管理者は、前項の規定により損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 2 節 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は第 1 号様式の公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合に提示すべきものとする。

第 3 節 公用負担証

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として第 2 号様式の命令証を目的物の所有者、管理者又は、これに準ずべき者に手渡さなければならない。

(第 1 号様式)

公 用 負 担 命 令 権 限 証
小豆島町水防団〇〇部長 何 某
右の者の小豆島町の区域における水防 法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したこ とを証明する。
年 月 日
小豆島町長 何 某 印

(第 2 号様式)

公 用 負 担 証
目 的 物 種 類 負担の内容 使用・収用・処分等
年 月 日
小豆島町長 何 某 業務取扱者 何 某 印

第 1 1 章 水防通信連絡施設

1 県防災行政無線

町は、水防時において県への報告、情報の交換に際し、県防災行政無線を活用する。

2 町防災行政無線

町は、警報等の周知等、住民に対して伝達を行うほか、水防情報の収集・交換において活用する。

3 非常電話及び電報

災害等が発生した場合、N T T一般加入電話については、被災地への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制する場合があります、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取扱うこととしている。

香川県防災行政無線（通信ネットワーク）回線構成図

